

港湾における保安対策について

米国同時多発テロ事件の発生を契機に、国際的な保安の確保のため、海上人命安全条約(SOLAS条約)が改正。これに対応した国内法として「**国際船舶・港湾保安法**」が成立。

- 米国同時多発テロ事件の発生 (2001年9月)
⇒ 船舶と港湾施設の保安対策強化

◇ IMO (国際海事機関) :
海上人命安全条約 (SOLAS条約) の改正 (2004年7月発効)

- 国際的な動きに対応したわが国港湾の保安対策の強化
⇒ 国際社会への貢献と日本の国益確保

◇ 国内の動き (改正SOLAS条約の国内法化) :
「**国際船舶・港湾保安法**」の成立 (2004年7月施行)



米国同時多発テロ
(2001年9月)



マニラ沖フェリー爆破テロ
(2004年2月)

国際条約(改正SOLAS条約)に対応するため、国内法(**国際船舶・港湾保安法**)に規定する国と国際埠頭施設の管理者※の役割(分担)に基づき、下図の港湾保安対策をそれぞれ実施している。

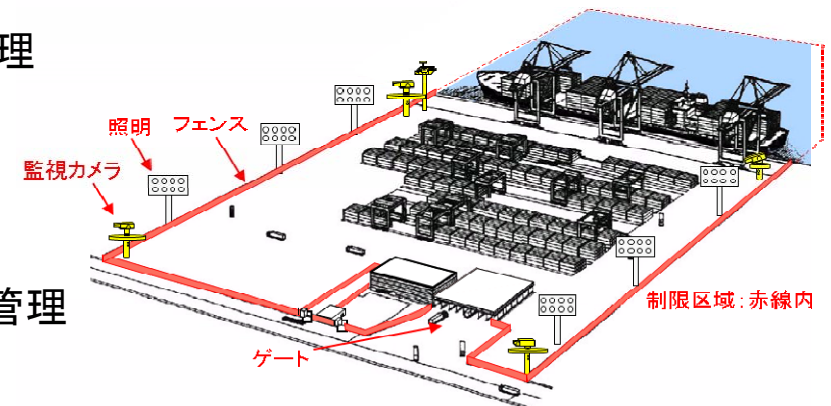
国が行う港湾保安対策

- 埠頭保安規程の承認、
- IMOへの通知
- 立入検査
- 変更命令、改善勧告、是正命令
- 保安情報の提供
等を実施

協働

国際埠頭施設の管理者が行う港湾保安対策

- 制限区域の設定・管理
- 制限区域の監視
- 貨物の管理
- 保安訓練
- ゲートにおける出入管理
等を実施



※ 国際埠頭施設...国際航海船舶の係留の用に供する岸壁その他の係留施設(国際船舶・港湾保安法第2条)

国際埠頭施設の管理者...公共施設は港湾管理者、公社施設は借り受けしている船社等、民間施設は管理している民間会社

港湾における保安対策について

- 国際船舶・港湾保安法に基づき国が実施した立入検査の結果から、特に出入管理についてセキュリティ上の改善すべき課題を認識。
- 海外主要港湾において、出入管理に用いる身分証明書のICカード化、生体認証技術の導入など、セキュリティ水準が向上（例：米国TWICカード）。



- ・我が国の港湾の保安対策（特に出入管理）のより一層の徹底が必要。
- ・その際、物流の効率化と両立させることが必要。

◆3点確認の100%実施の義務化

- ・全国のターミナルゲートにおいて、ターミナルに立ち入る際の3点確認（本人確認・所属確認・目的確認）の100%実施を義務づけ（平成22年3月30日付告示）。
- ・これに伴い、国際埠頭施設の管理者が埠頭保安規程を変更（国が承認）。
（全国2,090施設・935規程の承認が必要（本省承認分137規程、整備局承認分798規程））

◆出入管理情報システムの導入

- ・3点確認を確実に円滑に実施するため、国が出入管理情報システムの導入を推進。
- ・あわせて、出入管理情報システムを利用するために不可欠なPS(Port Security)カードを発行。
- ・平成22年度末より、神戸港等において出入管理情報システムの試行運転を順次開始。